

総行住第 4 3 号
令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県税・番号制度担当部長 殿
各指定都市税・番号制度担当部長

総務省自治行政局住民制度課長

各種機関や企業と連携したマイナンバーカードの出張申請受付等の
積極的实施について（依頼）

平素からマイナンバーカードの普及の促進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認を行うことができ、デジタル社会の基盤となるものであり、政府では、令和 4 年度末にはほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に取り組んでいるところです。

マイナンバーカードの普及に向けては、生活に身近な場所に市区町村職員が出張し、申請を受け付ける出張申請受付等（マイナンバーカードの交付申請に用いる顔写真の撮影やオンライン申請のサポート等の申請支援を出張して行う出張申請サポートを含む。以下同じ。）により、申請機会を拡大することが重要であり、「デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」の別添 1「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」においては、「2020 年度（令和 2 年度）において、郵便局、金融機関、病院、学校、携帯電話会社について、総務省及び所管官庁が連携し、関係団体に対し、市区町村と連携した出張申請受付等の積極的な受入れについて協力依頼を行い、2021 年度（令和 3 年度）以降において実施する。あわせて、ポスターの貼付やパンフレットの備え置きなどについて、協力を依頼する。」とされています。

については、関係業界団体等に対して、所管省庁と連名で別添のとおり通知しており、出張申請受付等によりマイナンバーカードを交付するために必要な経費（宣伝及び集客等を含む。）は、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となっていることも踏まえ、各地方公共団体におかれては、上記機関や団体と連携し、出張申請受付等を積極的に実施していただくようお願いします。

なお、郵便局との連携については、「郵便局と連携したマイナンバーカードの出張申請受付等の実施について」（令和元年 10 月 3 日付け総行住第 100 号）に沿って実施するよう留意するとともに、出張申請受付等の実施方法については、「出張申請受付方式（企業等一括申請方式）及び出張申請サポート方式の推進について」（平成 31 年 1 月 31 日付け事務連絡）を参考にさせていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市区町村に対して周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。